

第 6 期保健医療計画における基準病床 (案)

資料 3

1 一般・療養病床 (別紙参照)

保健医療圏	第 6 期計画	既存病床数	第 5 期計画	第 6 期 - 第 5 期
高知県計	8, 403	14, 928	9, 547	△1, 144
安芸	436	598	509	△73
中央	6, 370	11, 802	7, 145	△775
高幡	589	808	707	△118
幡多	1, 008	1, 720	1, 186	△178

2 精神病床

保健医療圏	第 6 期計画	既存病床数	第 5 期計画	第 6 期 - 第 5 期
高知県計	2, 493	3, 721	2, 745	△252

3 結核病床

保健医療圏	第 6 期計画	既存病床数	第 5 期計画	第 6 期 - 第 5 期
高知県計	60	170	60	0

4 感染症病床

保健医療圏	第 6 期計画	既存病床数	第 5 期計画	第 6 期 - 第 5 期
高知県計	11	11	11	0

基準病床数制度について

病院・診療所の病床数については、各都道府県が地域で必要とされる「基準病床数」を全国統一の算定式により算定し、「既存病床数」が「基準病床数」を超える地域(病床過剰地域)では、病院開設・増床を許可しないこととなっている。

基準病床数

○ 都道府県は、以下の算定式に基づき基準病床数を設定する。

$$\text{「一般病床の基準病床数」} = \text{「(性別・年齢階級別入院率) × (性別・年齢階級別人口) × (性別・年齢階級別入院率) × (平均在院日数 × 0.9) + (流入入院患者) - (流出入院患者)」} + \text{「療養病床の基準病床数」}$$

$$\text{「療養病床の基準病床数」} = \text{「(性別・年齢階級別人口) × (性別・年齢階級別入院・入所需要率) - (介護施設(介護療養型医療施設を除く)等) + (対応可能な数) + (流入入院患者) - (流出入院患者)」} + \text{「病床利用率」}$$

○ ただし、都道府県は、県外への流出患者数が県内への流入患者数を上回る場合、「流出患者数 - 流入患者数」× 1/3 を限度として基準病床数を加算することができる。

○ さらに、都道府県は、以下に掲げる事情があるときは、厚生労働大臣に協議の上その同意を得た病床数を基準病床数に加算できる。

- ◇ 急激な人口の増加が見込まれること
- ◇ 特定の疾患に罹患する者が異常に多くなること

既存病床数

○ 病院の一般病床及び療養病床

○ 有床診療所の一般病床(平成19年1月1日以後に使用許可を受けたものに限る)及び療養病床

○ 介護老人保健施設については、入所定員数(0.5を乗じた数を既存病床数に算定 ※経過措置により、現行原則算定対象外)

※地域病院等の病床数の補正
地域病院等の病床は、前年度が利用している部分を除去、特定の患者のみが利用しているため、既存病床数には算入しない。

- ▽ 地域病院等1
- ▽ 重症心身障害児施設の病床
- ▽ パンクヘルプが確保されているOUI病床
- ▽ 同レベルの療養施設の病床

基準病床計算式

◎療養病床、一般病床それぞれ、各医療圏ごとで算出。ただし、医療圏ごとに算出した合計が、病床ごとの累全体の枠を超えてはならない。
 医療計画上的での基準病床数は、一般+療養の合計値 (一般、療養それぞれに基準病床数があるわけではない)
 療養病床

1 高知県枠

$$\frac{\text{①② (年齢階級別人口} \times \text{需要率)} - \text{② 介護施設等に対応可能な数}}{\text{③ 病床利用率}}$$

2 各医療圏別

$$\frac{\text{①② (年齢階級別人口} \times \text{需要率)} - \text{② 介護施設等に対応可能な数} + \text{④ (流入数} - \text{流出数)}}{\text{③ 病床利用率}}$$

①性別 5 歳階級別人口

→H22. 10. 1 国勢調査

性別 5 歳階級別入院所需要率

→厚生労働省告示 (全国値) = 上限

*厚生労働省告示 (全国値) を上限として知事が設定

②介護施設等に対処可能な数

→介護老人福祉施設・介護老人保健施設の定員数

*介護施設 (介護療養型医療施設を除く) に入所している者の実数にサービスの進展を考慮して知事が設定

③病床利用率

→厚生労働省告示 (全国値) = 0. 92

④流入流出数

→H23高知県患者動態調査

*病床別の他の医療圏への流入流出患者数

一般病床

1 高知県枠

$$\frac{\text{①② (年齢階級別人口} \times \text{退院率)} \times \text{② 平均在院日数}}{\text{③ 病床利用率}}$$

2 各医療圏別

$$\frac{\text{①② (年齢階級別人口} \times \text{退院率)} \times \text{② 平均在院日数} + \text{④ (流入数} - \text{流出数)}}{\text{③ 病床利用率}}$$

①性別 5 歳階級別人口

→H22. 10. 1 国勢調査

性別 5 歳階級別退院率

→厚生労働省告示 (ゾック値)

②平均在院日数

→18. 5 × 0. 9 (上限値)

*平均在院日数 (厚生労働省告示 (ゾック値) = 18. 5) に平均在院日数推移率 (0. 9) を加味した値を上限として知事が設定

③病床利用率

→厚生労働省告示 (全国値) = 0. 77

④流入流出数

→H23高知県患者動態調査

*病床別の他の医療圏への流入流出患者数

基準病床計算数値

	療養病床					一般病床					
	① 入院所需要数 告示の上限	② 介護施設等 H26年度 定員数	③ 病床利用率 告示	④ 流入 H23年 患者調査	④ 流出 H23年 患者調査	① 退院数 告示	② 平均在院日数	③ 病床利用率 告示	④ 流入 H23年 患者調査	④ 流出 H23年 患者調査	① × ② / 0. 77
高知県枠	8, 871. 92	6, 204	0. 92	2899. 91	2899. 91	254. 57	16. 65	0. 77	5502. 66	5502. 66	
中央	5, 864. 12	3, 816		313	15	177. 56			708	10	
安芸	760. 12	630		6	176	19. 92			4	328	
高橋	943. 96	760		12	113	23. 07			19	272	
幡多	1, 298. 97	998		5	32	33. 93			9	130	
	8, 867. 2			336	336	254. 48			740	740	